平成２２年（フ）第８５号
青森市旭町３丁目11番11号
債務者　中山　雅人
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
青森市浪館前田４丁目10番16号　パールアパート１号
債務者　下山　和也
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字上牡丹森59番地６
債務者　油川　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４２号
青森県弘前市大字鳥井野字宮本53番地10
債務者　成田　常雄
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５９号
神奈川県横須賀市岩戸１丁目７番６号
債務者　鈴木　和行
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６１号
神奈川県横須賀市長坂３丁目39番10号
債務者　宗像　恵美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４３号
宮城県石巻市元倉１丁目10番４号
債務者　伊藤　忠雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山355番地６　マルキハウスＶ棟１階106号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山298番地86
債務者　阿部　良子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８４号
盛岡市東松園１丁目28番３―103号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口290番地18
斉藤アパート３号
債務者　梅津　智仁
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４４号
宮城県石巻市西山町９番18号
債務者　千葉　久美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
埼玉県春日部市藤塚1727番地14
債務者　糸山英太郎
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
埼玉県所沢市糀谷136番地の１　サンハイム糀谷201、前住所埼玉県所沢市大字下安松533番地の16
債務者　高橋　恒治
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３０号
埼玉県坂戸市日の出町12番11号　レヂオンス坂戸504号室
債務者　井上あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８号
埼玉県秩父市下宮地町８番14号
債務者　内田　実奈
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第２号
新潟県長岡市四郎丸４丁目11番14号
債務者　佐藤　紘子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
新潟県長岡市柿町1054番地
債務者　武　美由紀
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
新潟県長岡市真野代新田甲256番地
債務者　室橋さつき
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係